

広島県告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
令和四年広島県告示第九十三号	広島県広島市東区中山東三丁目地内	中山東三丁目（三七）	急傾斜地の崩壊の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害	中山東三丁目（三七）	急傾斜地の崩壊の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害